様式第１号

入札参加申込書

　令和　　年　　月　　日

　　鳥取県西部広域行政管理組合

　　管理者　米子市長　伊木隆司　様

工事名　旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事

上記工事の公募型指名競争入札への参加を申し込みます。

（共同企業体の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

㊞

　　　　　　　（構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

㊞

（構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

㊞

（構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

㊞

連絡先：担当者名

：電話番号

：ファクシミリ番号

様式第２号

同種工事の施工実績調書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会　社　名 | |  |
| 工事名等 | 工事名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 施工場所 |  |
| 請負金額（最終） | 千円 |
| 工期 |  |
| 受注形態 | （　　％） |
| 工事概要及び数量 | |  |

＜記載要領＞

１　共同企業体としての入札参加資格の要件となっている代表者の施工実績を記入すること。国、県等の施工実績及び鳥取県内での施工実績を優先して記入すること。

２　発注機関名は、○○市（町村）、鳥取県○○地方県土整備局、中国地方整備局○○工事事務所等と具体的に記入すること。

３　請負金額（最終）は、千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。

４　受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。また、共同企業体の場合は、当該工事の出資比率を（　％）内に記入すること。

５　工事概要及び数量は、工事対象施設の種別、処理能力について記入すること。

　（記入例）施設種別：一般廃棄物焼却施設（可燃ごみ焼却施設）

　　　　　　　処理能力：２００ｔ／日

６　当該工事の確認書類として、工事実績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等（共同企業体による施工の場合は、その協定書を含む。）を添付すること。

様式第３号

配置予定技術者調書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会社名 |  |  |  |
| 配置予定技術者の氏名 |  |  |  |
| 法令による資格・免許  （取得年月日及び登録番号） | （　　　　　） | （　　　　　） | （　　　　　） |

＜記載要領＞

１　構成員ごとに配置予定技術者を記載すること。なお、配置予定技術者は、各構成員においてそれぞれ２人まで記載することができる。

２　法令による資格・免許については、次のとおり記載すること。

⑴　代表者にあっては、１級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有し、かつ、建築工事業に係る監理技術者証の交付を受け、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者について記入し、資格証の写しを添付すること。

⑵　構成員にあっては、建築工事業に係る監理技術者証の交付を受け、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者又は１級建築士、１級建築施工管理技士、２級建築士若しくは２級建築施工管理技士のうちいずれかの資格を有している者について記入し、資格証の写しを添付すること。

３　配置予定技術者は、３か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることを確認することができる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等）を添付すること。

様式第４号

誓約書

鳥取県西部広域行政管理組合との間に旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事の請負契約を締結したときは、構成員が連帯して施工に当たるとともに、建設業法（昭和２４年法律第１００号）を遵守することを誓約します。

令和　　年　　月　　日

（共同企業体の住所、名称及び代表者職氏名）

㊞

（構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

㊞

（構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

㊞

（構成員の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）

㊞

様式第５号

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

⑴　鳥取県西部広域行政管理組合発注に係る旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び附帯工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負

⑵　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事○○○・○○○・○○○特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和○年○月○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする

住　　　　所 　○○県○○市○○町○○番地

商号又は名称 　○○○○○会社

住　所　 ○○県○○市○○町○○番地

商号又は名称 　○○○○○会社

住　所　 ○○県○○市○○町○○番地

商号又は名称 　○○○○○会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○○○○会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○○○○会社　　○○％

○○○○○会社　　○○％

○○○○○会社　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引をするものとする。

（決算）

第１２条　当企業体は、工事しゅん工の都度、当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は、行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書３通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和○年○月○日

住　所 　○○県○○市○○町○○番地

商号又は名称 　○○○○○会社

代表者氏名　 代表取締役 　○○　○○　　　　　　 ㊞

住　所 　○○県○○市○○町○○番地

商号又は名称 　○○○○○会社

代表者氏名 　代表取締役 　○○　○○　　　　　　 ㊞

住　所 　○○県○○市○○町○○番地

商号又は名称 　○○○○○会社

代表者氏名 　代表取締役 　○○　○○　　　　　　 ㊞

様式第６号

資本関係等確認調書

|  |  |
| --- | --- |
| 共同企業体の構成員について  資本的・人的関係にある者の  住所・名称 | 当該関係人との関係 |
| （組合構成市町村の建設工事入札参加資格者） |  |
| （本案件に係る設計業務受託者） |  |

＜記載要領＞

　１　「共同企業体の構成員について資本的・人的関係にある者の住所・名称」欄には、組合構成市町村（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）の建設工事入札参加資格者及び本案件に係る設計業務受託者のみを記載すること。

２　自社及び自社の役員の保有株式を合わせて他の建設業者の総株数の２５％以上保有するものを記載すること。（入札参加申込者又は関係業者が上場企業である場合は、法人（自社）保有のもののみ記載すること。）

　３　役員が他の建設業者の役員を兼ねているものは、常勤・非常勤を問わず記載すること。（監査役については、記載の必要なし。）

　４　該当がない場合は、「該当なし」と記載し提出すること。

様式第７号

役員等調書兼照会承諾書

　令和　　年　　月　　日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊木隆司　様

住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、鳥取県西部広域行政管理組合の行政事務からの暴力団等の排除を目的として鳥取県米子警察署に照会することを承諾します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職名等 | 氏　　　　名 | ふりがな | 生年月日 | 性別 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

＜注意事項＞

１　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び監査役並びに組合を組織する市町村に所在の営業所等の長が役員でない場合にはその長、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、個人事業者にあっては当該個人）の氏名、生年月日等を記載してください。

２　提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報が、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている方の同意を取ってください。

３　この名簿は、２の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第８号

設計図書等に対する質問書

　令和　　年　　月　　日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者　米子市長　伊木隆司　様

住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

担当者名

電話番号

ファクシミリ番号

下記工事の設計図書等について、次のとおり質問します。

工 事 名　旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去工事

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 質問内容 | 設計図書等の  該当頁 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（送信票は必要ありません。この質問書のみファクシミリにより送信してください。）